

この「日野デュトロ新車延長保証」の保証ガイドには、保証修理の受け方や保証部品等について記載されておりますので、必ずお読みください。

1. 保証修理の内容

この保証は、保証書記載の販売会社(以下当社といいます)が保証書記載のお客様に対して、保証書記載の自動車を構成する保証部品(後記3.に記載)について、不具合が発生した場合に、保証書およびこの「日野デュトロ新車延長保証」の保証ガイド(以下、保証ガイドといいます)に示す期間と条件に従って、これを無料修理すること(以下、保証修理といいます)をお約束するものです。保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。なお、保証修理時に取り外した不具合部品は、当社の所有となります。また、保証修理の限度額は、1回につき「車両購入金額+消費税(諸経費を含みません)」とさせていただきます。

2. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、当社または当社指定のサービス工場へ保証書記載の自動車をお持ちいただき、保証書をご提示のうえ保証修理をお申しつけください。保証書を提示されないときは保証修理をお受けいたしかねます。なお、旅行中の故障や転居などによりやむを得ず当社へ入庫できない場合は、最寄りの日野販売会社にご相談ください。

3. 保証部品(日野自動車メーカー一般保証部品に準じます。ただし、一部異なる場合があります。)

保証書にもとづく保証の対象となる部品(以下、保証部品といいます)は、保証書記載の自動車納車時に装備・装着されていた保証書記載の自動車を構成するメーカー一般保証部品のうち、主な保証部品は下記のもです。なお、保証部品は日野純正品部に限ります。

主な保証部品(※ここに記載した部品は代表例です)

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|---------------------------|
| ● エアコンディショナ | ● ワイヤレスドアロック | ● ランバーサポートアジャスター |
| ● 格納ミラー(ミラー本体の破損は対象外) | ● ハロゲン・ディスチャージヘッドランプバルブ | ● ホーンボタン |
| ● パワーウィンドウ | ● ウインドウウォッシュモーター | ● 時計、シガレットライター |
| ● ウインドウレギュレーター | ● ウェザーストリップ(雨漏れのみ) | ● エグゾーストパイプ |
| ● ドアロック | ● シートアジャスター | ● マフラ(DPR、外的要因による錆・傷等は除く) |

主な対象外部品(※ここに記載した部品は代表例です)

①お客様負担部品

■ボデー・内外装部品

- ボデーパネル
- パンパー
- モール・ガーニッシュ類
- インストルメントパネル
- シート
- アームレスト
- ドアトリム
- コンソールボックス
- ルーフヘッドライニング
- フロアカーペット
- ステアリングホイールの不良(割れ・ほつれ・はがれ等)
- インサイドハンドル
- ルームミラー(自動防眩不具合を除く)
- ヘッドライトランプユニット(先頭照度不具合のみ対象)
- フォグランプユニット
- ボンネットサポート・トランクサポート(ガス圧式のみ対象)
- カップホルダー
- コンソールボックス
- ドアメール・ドアフイメー
- ボンネット(トランク・フューエルリッド等)オープンレバー
- ゴム類部品(ウェザーストリップを除く)
- グローブボックス
- キャブ
- ハイルーフ
- ベッド
- フロントグリル
- フェンダ
- トレーラポデー
- ガラス本体
- 屋根

■消耗部品

- エアクリーナエレメント
- エアフィルタ
- フェューエルフィルター
- Vベルト
- ブレーキパッド
- スパークプラグ
- ブレーキライニング
- ブレーキシュー
- チューブ
- タイヤ
- ヒューズ
- バッテリー
- ワイパーブレード
- 各種電球(ハロゲン・ディスチャージヘッドランプ、LEDを除く)

■油脂類

- エンジンオイル
- キヤオイル類
- フルード類
- ウォッシュャー液
- 各種グリース類
- 冷却水
- バッテリー類
- ガソリン・軽油・LPG
- クーラーガス類

■自動車構成部品以外のもの

- ポータブルナビ
- ドライブレコーダ
- レーダ探知機
- CD、DVD、SDカード
- サイドバイザ
- ガラスフィルム
- チャイルドシート
- マスコット類
- ナンパプレート(字光式含)
- 検査標準ステッカー

② DPR

③ 保証書記載の自動車納車後に装備・装着された部品

④ メーカー保証とは別扱いの部品(ナビゲーション、ラジオ等)

4. 保証期間

保証修理を受けられる期間(以下、保証期間といいます)は、保証書記載の保証期間のとおりとします。なお、保証修理時に交換部品として新たに保証書記載の自動車に装着した部品も、保証書にもとづく保証の対象となりますが、その保証期間は保証書記載の保証期間満了時(保証書記載の自動車の走行距離が10万kmを超えた場合を含みます)までとします。

5. お客様にお守りいただく事項

保証書記載の自動車がメンテナンスノートに示す点検整備がなされ、取扱説明書に従った正しい使用・お手入れがなされた自動車である場合に、保証修理をいたします。従いまして、次の事項を必ずお守りいただくようお願いいたします。守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますので、ご承知おきください。

- ① 取扱説明書等に示す取扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- ② 法令で定められた点検整備(日常点検を含む)および日野自動車が指定する点検整備の実施。
- ③ 定期点検整備の実施を記録したメンテナンスノートまたはその他の定期点検記録簿の保持。
- ④ メンテナンスノートおよび取扱説明書に示す定期交換部品の指定通りの交換。

6. 保証しない事項

(1)以下の現象等、不具合と認められないものは保証修理いたしません。

- ① 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象。(消耗部品・油脂類の消耗・劣化等。外装部品・樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然退色・劣化等)
- ② 自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象等。(音、振動、オイルのこじみ、操作フィーリング等)

(2)次のような外的要因は、材料上または製造上の不具合ではありませんので、保証修理いたしません。

通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない場合。

(3)以下の不具合は、外的要因によるものであり保証修理いたしません。

- ① 飛石、酸性雨、塩害、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰、雨、風等の外的要因に起因する不具合。(さび、腐食、パネルの傷つき等)
- ② 地震、台風、水害等の天災ならびに火災(ただし、保証部品の不具合に起因するものを除く)、事故に起因する不具合。

(4)以下の不具合は、適切な点検・整備、正しい使用・管理等がなされていないことに起因するものですから、保証修理いたしません。

- ① 法令ならびに日野自動車が指定する定期点検整備、日常点検の未実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合。
- ② 通常の注意で発見・処置できなかったにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ③ 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。
- ④ 保証書記載の自動車納車後に、装備・架装された部品(保証修理時に交換部品として新たに装着された純正品を除く)、および補修(保証修理としてなされた補修を除く)・改造に起因する不具合。
- ⑤ 適切な日野自動車純正の消耗部品・定期交換部品あるいは日野自動車が指定する油脂類以外の使用に起因する不具合。
- ⑥ 取扱説明書等に示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用に起因する不具合。

(5)保証修理以外に当社が保証書にもとづく費用(例えば、次のような費用等)を負担することはいたしません。

- ① 消耗部品および油脂類等の交換・補充費用。
- ② 法令ならびに日野自動車が指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。
- ③ 自動車を使用できなかったことによる不便さおよび損失等。(電話代、代車費用、宿泊代、交通費、休業損害、積荷損害、営業損失等)
- ④ 当社が認めたサービス工場以外での修理費用。

7. 保証の発効

この保証は、当社が保証書にお客様の氏名、保証書番号、保証期間、自動車の車体番号、登録番号、初度登録年月日、販売会社等の必要事項を記入のうえ、当社が捺印することにより有効となります。

8. 保証の解約

この保証は、保証書に示す保証期間が開始する前に、保証書記載の自動車の廃車・譲渡等により保証書記載のお客様が保証書記載の自動車の使用者でなくなった場合または保証書記載の自動車が日本国外へ持ち出される場合には、解約することができます。ただし、保証書記載の自動車の走行距離が6万km未満であり、かつ当社で走行距離が確認できることが条件となります。また、解約する場合、この保証ご加入時にお客様にお支払いいただいた保証料のうち、所定の金額を返還いたします。なお、返還する保証料に利息は付きません。

9. 保証の失効

この保証は、保証書に示す保証期間が満了した時(保証書記載の自動車の走行距離が10万kmを超えた場合も含みます)に効力を失うものとします。また、保証期間内であっても、自動車の譲渡等により保証書記載のお客様が保証書記載の自動車の使用者でなくなった時、または保証書記載の自動車が日本国外へ持ち出された時にも、効力を失うものとします。なお、保証が失効または不要となった等いかなる場合であっても、保証期間が開始した後に保証の効力を失った場合には、お客様にお支払いいただいた保証料の返還はいたしません。

10. その他

この保証の他に、部品メーカーによる部品保証等、保証期間の重複する有効な保証(以下、重複保証といいます)がある場合には、重複する保証期間中においては、重複保証の範囲内の保証内容につき、重複保証をこの保証に優先して適用するものとします。ただし、この保証の保証期間、保証部品、その他の保証条件を変更するものではありません。

また、この保証は、保証書および保証ガイドに明示した保証期間、条件のもとに無料修理をお約束するものです。従いまして、保証期間終了後にお申し出のあった不具合修理は有料となりますので、予めご承知おきください。